

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社富士協和	1か月
代表者氏名	代表取締役 時田 清輝	
本店所在地	静岡県富士市宮下 467-5	

3 入札参加停止の理由

静岡県田子の浦港管理事務所発注の令和3年度田子の浦港老朽化対策等富士1号岸壁電気防食工事その2において、令和4年2月24日に落札が決定したが、同年3月2日、下請け業者との契約が困難であることを理由に、契約を辞退した。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年3月24日から令和4年4月23日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内